

附帯決議案第1号

議案第19号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例に対する附帯
決議

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月22日提出

提出者 長門市議会議員 早川文乃

賛成者 長門市議会議員 吉津弘之

賛成者 長門市議会議員 中平裕二

長門市議会議長 南野信郎様

議案第 19 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

本市の水道料金は、合併後の平成 20 年 4 月に料金単価を統一し、その後は消費税率の改定のみで実質的な料金改定は行われていない。水道事業の経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減、施設の老朽化に伴う更新需要の増など厳しさを増す状況にあることから、本条例は水道料金体系の見直しを含む水道料金の改定を行い、令和 4 年 10 月 1 日より平均改定率 10 パーセントの基本料金及び従量料金を上げるものである。

料金改定にあたっては、上下水道事業審議会に諮問され、「一定の料金改定はやむを得ない」との答申が提出された一方で、「激変緩和措置や福祉減免について検討すること」や「社会情勢や経済情勢を十分考慮し、場合によっては改定時期の再検討を行うこと」など 6 項目にわたる付帯意見も付されている。

水道料金の改定については、一定の理解はするものの、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えず、またロシアのウクライナ侵攻による世界的な経済悪化など社会情勢は先行き不透明な状況にある。

よって、市民生活に直結する水道料金改定にあたっては、市長の政治理念に沿った「市民のいのちと生活を守る」観点から、以下の点について慎重かつ柔軟な対応を求めるものである。

記

1. 料金改定については、社会情勢や経済情勢を十分考慮の上、場合によっては改定時期の再検討を行うこと。
2. 激変緩和措置に対しては一定の評価をしているが、福祉減免についても早期に必要な措置を講ずるよう努めること。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 22 日

長 門 市 議 会